

令和6年第7回矢掛町議会第4回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和6年12月11日 午前9時30分
2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前10時54分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |                       |           |
|-------------|---------|-----------------------|-----------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長                 | 山 縣 幸 洋   |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 企 画 課 長               | 稲 田 欽 也   |
| 財 政 課 長     | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長               | 佐 藤 澄 江   |
| 税 務 課 長     | 妹 尾 一 正 | 健 康 推 進 課 長           | 小 川 公 一   |
| こどもみらい課長    | 楠 木 貴 子 | 福 祉 介 護 課 長           | 片 岡 崇     |
| 産 業 観 光 課 長 | 池 田 敏 之 | 建 設 課 長               | 渡 邊 孝 一   |
| 上 下 水 道 課 長 | 平 井 勝 志 | 教 育 課 長               | 稲 田 由 紀 子 |
| 会 計 管 理 者   | 松 嶋 良 治 | 建 設 課 ・ 教 育 課 参 事     | 黒 瀬 純 一   |
| 病 院 事 務 長   | 坪 田 芳 隆 | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 小 出 優 子   |
| 総務防災課長代理    | 立 川 人 士 | 財 政 課 主 幹             | 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 守 屋 裕 文 | 書 記 | 高 槻 美 希 |
|-------------|---------|-----|---------|

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第79号 賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やか  
げ宿の指定管理者の指定について

- 日程第2 委員長報告 議案第72号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第73号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第74号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 矢掛町心身障害者医療費給付条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 矢掛町保健センター条例制定について
- 議案第80号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第81号 令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第82号 令和6年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第83号 令和6年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第84号 令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第85号 令和6年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第86号 令和6年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 請願第5号 日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める請願
- 請願第6号 子育て支援の充実に関する請願
- 陳情第7号 矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する陳情
- 陳情第8号 難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する陳情
- 陳情第9号 新型コロナウイルスワクチン定期接種の対象範囲拡充と貴町独自の費用負担軽減に関する陳情

- 日程第3 発議第4号 日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書の提出について
- 日程第4 発議第5号 矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する決議について
- 日程第5 発議第6号 難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する決議について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。今月5日の本会議に引き続き、御苦労さまです。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、総務防災課長より本日の定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 委員長報告 議案第79号 賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、議案第79号、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についてを議題とし、委員長報告を行います。

本案は議員の自己の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、土田正雄君の退場を求めます。

〔12番 土田正雄君 退場〕

**○議長（浅野 毅君）** それでは、議案第79号についてですが、これは、去る5日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了しており、報告書も提出されておりますので、予算決算常任委員長から審査の概要を報告していただきます。

それでは、予算決算常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

**○6番（原田秀史君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第79号の指定管理者の選定案件につきまして、12月9日に予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと町長、副町長、教育長ほか関係職員から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について、御報告いたします。

賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の選定についての審査では、委託料の積算根拠についての質疑応答があり、その後の討論では、積算根拠がはっきりしていないのではとの反対討論、また、業務の正当性及び過去の事業実績を評価するとの賛成討論がありました。審査の結果、賛成多数で原案を可といたしました。

以上が予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要及び結果です。

不足の点がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**○議長（浅野 毅君）** 予算決算常任委員長から付託案件の審査報告が終わりました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。石井君。

**○8番（石井信行君）** 議案第79号、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についての議案では、それぞれの施設での積算根拠が示されておられません。この1点をもって、議案第79号に反対します。

「これだけのお金を出してくれ」、「はいわかりました」これでは町民に説明がつきません。あまりにも議会を軽視していると思います。

反対討論を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** ほかに議案第 79 号に対する討論はありませんか。原田君。

**○6 番（原田秀史君）** 議案第 79 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について、この案件を可と決した予算決算常任委員会の委員長として賛成の立場から討論を行います。

この案件につきましては、議員 12 名が全員委員として構成されました予算決算常任委員会において、委員長除く委員 10 名のうち、9 名の賛成の中で可としたものであり、その結果は当然のことではありますが、大変な重要なこととし尊重しなければなりません。このような観点から、私は、議案第 79 号に賛成いたします。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 討論なしと認めます。議案第 79 号に対する討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第 79 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についてに対する委員長報告はこれを可とするものがありますが、先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第 79 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 79 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（浅野 毅君）** 起立多数と認めます。御着席されてますね。よって、議案第 79 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設及び矢掛町道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

土田正雄君の入場をお願いします。

〔12 番 土田正雄君 入場〕

~~~~~

日程第 2 委員長報告 議案第 72 号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 73 号 矢掛町 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第 74 号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第 75 号 矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第 76 号 矢掛町心身障害者医療費給付条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する

条例制定について

議案第 77 号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 78 号 矢掛町保健センター条例制定について

議案第 80 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 81 号 令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 82 号 令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 83 号 令和 6 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 84 号 令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 85 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 86 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

請願第 5 号 日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める請願

請願第 6 号 子育て支援の充実に関する請願

陳情第 7 号 矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する陳情

陳情第 8 号 難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する陳情

陳情第 9 号 新型コロナウイルスワクチン定期接種の対象範囲拡充と貴町独自での費用負担軽減に関する陳情

○議長（浅野 毅君） それでは日程第 2、議案第 72 号から議案第 78 号までと議案第 80 号から議案第 86 号まで、さらに、請願第 5 号、請願第 6 号及び陳情第 7 号から陳情第 9 号までを一括議題として委員長報告を行います。

これらは、去る 5 日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了しており、報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは、まず、総務文教常任委員長、石井信行君をお願いします。石井君。

○8 番（石井信行君） 総務文教常任委員会から委員長報告を行います。

12 月 5 日本会議で当委員会に付託されました 3 条例改正案件、1 請願案件を 12 月 6 日、副町長、関係職員の出席のもとで審査をいたしました。その審査概要を報告させていただきます。

議案第 72 号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。財政規模はいくらか、若手職員は給料が上がっているが課長級は物価高の折、上昇幅がもう少しあってもいいのではないかとのお尋ねがあり、財政規模は 6,000 万弱、課長級の値上げ幅も人勧に従わざるを得ないといった答弁がありました。討論は無く、採決の結果、全会一致でした。いたしました。

続いて議案第 73 号、矢掛町 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、報告します。

新しくなったセンターでの利用者の流れはどうなるのか、管理人がいるのか、小学生以下の利用が制限される根拠は何か、子ども連れでないと利用できない人に対する措置はあるのか、利用会員の平均年齢はどうなっているか、新たに利用したい人へのマニュアルやインストラクターによる説明はあるか、年間ファミリー利用券が4枚1組になっているが5人家族ではどうなるか等の質問が出され、新旧どちらでも使える利用者の流れにしている、フィットネスルームに配置の運動指導員が利用についての説明をする、体力面・安全面・利用者の体力作りという目的のために小学生以下を制限している、40歳代・60歳代の利用者がほとんどである、4人からはみ出た人は一人分の年間券を買ってもらうか1回ごとに一人分の券を買ってもらうことになるという答弁がありました。討論は無く、採決の結果、全会一致で了としました。

議案第77号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての審査内容を報告します。税率改定に至った国民健康保険特別会計の現状についてどうなっているのか、税率アップの積算根拠は何か、減免措置の拡充はあるか、いつから額は改定となるか、増額以外のほかの方法はないのかなどの質問がありました。

それに対して、平成20年の税率改定以後税率を維持し続けてきたが、被保険者の減少、医療費の伸びなどで財政が悪化し、医療費支払いの県への移管があり矢掛町は医療費水準が高いために改定せざるを得なかった。減免措置については法定軽減額が定まっているため法律に基づいて執行させていただきたい。来年8月の第3期分から実施したい、するっていう事。低所得の人が多く減額の対象者も多いためある程度所得の多い人への負担が大きくなる。法定外の流用はできないという答弁があり、討論では、保険が機能しなくなって全額負担にならないようあらゆるサポートの形態を考えていただくっていう賛成討論。増税により保険税が支払えない世帯が出てきて無保険者が増えることになるのではないかと、なんとしても維持してもらいたいという意見がありました。採決の結果、全会一致で了といたしました。

請願第5号について報告します。日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める請願について、報告します。県内に5つの自治体がまだ採択していないという状況に各議会、各議員の状況が表れているという意見があり、討論では、国家の安全保障とか政治的な話は抜きにして、被爆国である日本から核兵器禁止に賛同する声を挙げることにについては賛同するという賛成討論があり、採決の結果、全会一致で了としました。

以上、総務文教常任委員会での審査概要を報告しました。詳細については会議録を御覧いただくこととし、不足の点があれば他の委員からの補足をお願いして、総務文教常任委員会からの委員長報告を終わります。

〇議長（浅野 毅君） 続きまして、産業福祉常任委員長、田中輝夫君お願いいたします。田中君。

〇5番（田中輝夫君） それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る12月5日の本会議において産業福祉常任委員会に付託を受けました本町条例の制定議案1件並びに条例の一部改正する条例制定の議案3件及び請願1件、陳情3件について、12月6日に付託案件審査のため、産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと副町長、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

議案第74号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、小児医療費給付の対象

者人数の質疑があり、約 1,700 人との回答がありました。そのほか討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 75 号、矢掛町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、対象者である所得税非課税者のひとり親家庭の割合、対象者で 18 歳未満の子どもが町外に居住する場合の対象の是非など質疑応答を行いました。討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 76 号、矢掛町心身障害者医療費給付条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、条例改正の概要と改正に伴う追加となった該当者数、心身障害者の医療費最高限度の上限の有無、県費を財源とすることができるようになる時期、医療受診時にマイナカード提出と保険者の関連性、条例文中の期間改正の理由など質疑応答を行いました。討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 78 号、矢掛町保健センター条例制定について、健康サポートルーム使用料が無料の理由、保健センターに配置する職員の予定数、保健センターへの入館は靴の履き替えの有無など質疑応答を行いました。討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

請願第 6 号、子育て支援充実に関する請願。岡山県南西部子育て環境充実の会の川原林郁美氏が請願趣旨を説明した後、矢掛町内のニーズを把握、制度が利用できる年齢、休日保育で笠岡市・総社市の利用者数の把握、請願と意見書の内容が不整合、他市町への請願提出状況と回答状況、充実の会の会員数、病児保育は訪問型の制度、休日保育には広域利用の制度創設、財源の充実は公設又は民営の施設制度が先、早急には実現の可能性は低い趣旨には賛同できるなど意見が出されました。討論は無く、審査の結果、意見が分かれ継続審議としました。

しかし、委員会終了後、採択方法で委員会手続きと会議規則の解釈にそごがあり、改めて 9 日に再審査をすることにしました。そして、9 日に産業福祉常任委員会を開催し、再審査いたしました。討論は無く、再審査の結果、子育て支援充実に関する請願は賛成少数で不採択といたしました。

陳情第 7 号、矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する陳情。「透析患者には公費による助成は実施している。拡充を求めるものなのか、文面では判断できない」など意見が出されました。討論は無く、審査の結果、矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する陳情は賛成多数で採択といたしました。

陳情第 8 号、難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する陳情。「既に実施している内容であり、継続を希望するものである」という意見が出されました。討論は無く、審査の結果、難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する陳情は、全会一致で賛成とし、採択といたしました。

陳情第 9 号、新型コロナウイルスワクチン定期接種の対象範囲拡充と貴町独自の費用負担軽減に関する陳情。透析患者に対してだけ支援を厚くしてほしいとの内容、「ワクチンの定期接種対象者は、国が示している通りでよい」などの意見が出されました。討論は無く、審査の結果、新型コロナのウイルスワクチン定期接種の対象者範囲拡充と貴町独自の費用負担軽減に関する陳情は賛成少数で不採択といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（浅野 毅君） 続いて、予算決算常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

○6 番（原田秀史君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る 12 月 5 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第 80 号から議案第 86 号まで

の補正予算案件 7 件の審査のため、12 月 9 日に予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと町長、副町長、教育長ほか関係職員から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

質疑の詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について、御報告いたします。

まず、議案第 80 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）については、コミュニティ助成金の減額理由、放課後児童健全育成事業委託料の増減理由及びそのうちの人件費増減の経費、矢掛駅の命名権料の算定根拠及び命名することによる影響、かわまちづくり事業の補正内容・積算根拠、私立保育園広域委託料の利用実績、教育費・保健体育総務費のスポーツ推進員の研修費、園芸総合対策事業の概要、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金の減額理由について、質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で原案を可といたしました。

次に、議案第 81 号、令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、支払準備基金の減額、特別調整交付金申請支援業務委託料の委託先について質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で原案を可といたしました。

次に、議案第 82 号、令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、質疑、討論は無く、全会一致で原案を可といたしました。

次に、議案第 83 号、令和 6 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）については、収支均衡予算編成の趣旨と見解についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で原案を可といたしました。

次に、議案第 84 号、令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）については、施設の利用状況について質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で原案を可といたしました。

次に、議案第 85 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論は無く、全会一致で原案を可といたしました。

次に、議案第 86 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、キャッシュフローの状態についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で原案を可といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要及び結果です。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

○議長（浅野 毅君） それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。石井君。

○8 番（石井信行君） 議案第 77 号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

議案第 77 号の資料の中に、税率を 6.6 パーセントから 9.6 パーセントに上げた場合のモデルケースがありました。5 番目でした。世帯構成が 40 歳代の夫婦、子どもは中学生 1 人、収入は、夫、給与収入の 430 万円、所得が 300 万、妻は給与収入の 95 万、所得 40 万。軽減措置のない所得ランクの世帯です。

令和 6 年度の保険税額は 41 万 3,700 円。これが令和 7 年度には 51 万 8,800 円。プラス 10 万 5,100 円の増税になります。令和 8 年度は 61 万 6,500 円、令和 6 年度 —— 今年度から比べれば 20 万 2,800 円の増税になります。

これでは国保税が支払えなくなり、無保険者にならざるを得なくなる人が増えてくるのではないかと。

財政調整基金から国保の支払準備基金に繰り入れるとペナルティが掛かる。県内の他市町村との一般会計からの繰入れはしないようにしようという約束事があると聞きました。

しかし、このような軽減税措置のない所得の方へのこの加重負担ということが行われますと、税が払えない。つまり、もう国保を諦めるっていう、もうかなり大変な状況になってくるのではないかということに危惧しています。

このペナルティを冒してでも、町長の英断でこの準備基金に繰り入れる、あるいは社会福祉法に基づいた無料低額診療事業というのを、かなりの 700 ぐらいの医療施設で実施しているということを聞きましたのでこういう制度を活用して、国民皆保険制度が壊れてしまわないようにしていただきたいというお願いをして、この条例改正に反対討論とします。

○議長（浅野 毅君） ほかにございませんか。花川君。

○9 番（花川大志君） 私は、本議案第 77 号に賛成の立場から討論を行います。

矢掛町が保険者となって運営している矢掛町国民健康保険は、加入者のために全体的なことを鑑みて、その主たる財源として保険料の税率を変える議案でございました。

町民がみんなで力を合わせて、疾病にかかった時にその療養に対する補助をしてもらう。この趣旨にのっとれば、まず一番に考えなければならないのは、この会計の保持でございます。

国保税は、所得に応じてその金額が定められます。ということは、所得の大小に関わらず応分費用負担はみんなに平等であるという立て付けが、これは当然ながらあるわけでございます。その中でさまざまな状況の御家庭もあるかもしれませんが、これは疾病にかかった時のセキュリティですから、社会保障ですから、ぜひとも加入者被保険者全員で担保していかなければならない。その中で、もし、どうしても払えない方があれば、それはその時にいろんなことを行政としてできる措置を条件あるいはいろんな方法を行政として与えてくださって、町民を救っていただければと思います。

本議案は、税率の改定であります。ですから、私はまず、町長の苦慮の英断であるこの保険税率の改定、これを被保険者全員で受け止めるために、議会としてもしっかりとこれを町民に説明責任を果たしていき、ぜひとも、矢掛町の国民健康保険を健全な状況で維持していくこと、これが第一と考えるので、今回のこの議案には賛成いたします。

以上、討論を終わります。

○議長（浅野 毅君） ほかに第 77 号について、討論はございませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） それでは、議案第 77 号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、討論を終結いたします。

ほかに討論はございませんか。3 番福田君。

○3 番（福田京子君） 請願第 6 号について賛成の立場から討論を行います。

委員会では不採択ではございましたけれども、本請願に賛成の立場から申し上げます。

子どもは地域の未来を担うかけがえのない存在であり、その健やかな成長を支えるためには、家庭のみならず地域社会全体で子育てを支援する環境が不可欠です。国が掲げるこども未来戦略においてもその環境の実現が目標とされております。

しかし、現在の子育て支援は地域自治体ごと、支援内容、サービスの提供状況に差があるのが現状で

す。特に共働き家庭やひとり親家庭が増加したこと、保護者の多様な就労形態に対応するためには、保育サービスの更なる拡充が求められています。

現在、シフト勤務や非正規雇用といった立場では、土曜・日曜・祝日を含む休日保育のニーズは高まってきております。サービス業の場合など、出産後は働き続けることが難しい、就労そのものを諦めてしまう、そういったケースは容易に想像できます。

共働き家庭が、また、ひとり親家庭が増えてきている現在、休日の保育先が無くては、就労困難に陥る家庭が増加することになります。また、訪問型病児保育事業については、相互利用に関する協定に矢掛町は加入はしておりますが、実際の利用件数はさほど多くないのが実情です。それは需要がないのではなくて、対象の保育施設が遠くて保護者による自動車での移動ができなければ利用ができない。そういう状況があるからです。

体調不良の子どもに負担をかけない、そうした子どもを守るという点からも、保護者の勤務時間を保障するという点からも、支援の必要な保育サービスであると思われます。

責任のある立場で働く場合、その必要性はより大きくなるものでございます。しかしながら、こうした課題を解決するためには、単独の自治体で対応するには、財政的、人的な負担が大変大きいのがこれまた事実です。そこで、近隣の自治体との広域連携による相互利用制度の構築が有効な手段となってまいります。

この請願は、このような連携をより広域的な保育サービスの相互利用が可能になる仕組みを構築するよう働き掛けることを目的としております。子どもの健やかな成長を支え、保護者が安心して働ける社会を実現するための提案でございます。

以上です。

〇議長（浅野 毅君） はい。請願第6号について、ほかに討論はございますか。田中君。

〇5番（田中輝夫君） 請願第6号に委員会として不採択とした立場で討論させていただきます。

請願の第1点、休日保育の整備充実及び広域連携による相互利用制度の整備に係る働き掛けの実施というふうなことですが、この現状を見てみますと、休日保育は浅口市内の保育園で昨年まで1園が実施していましたが、数名の利用がありましたが、保育士不足のため今年度で閉園したというふうなことがあります。現在実施しているところは、笠岡市が私立保育園を輪番制により実施するという計画を聞いております。

また、井原市内では実施している園はありませんし、井原市では利用希望者がいれば、備後圏域——福山市の関係です。福山市の所に参加しているのでそこを利用すれば、利用したい児童は行けるというふうなことですが、今のところ市内の利用者はいないというふうなのが現状です。

そこで不採択の理由として、本町内では休日保育をしている施設がないこと。2点目として、町内に利用者がどれだけいるのか把握できていないこと。それから、3点目として町内の休日保育が必要な人は、笠岡市で実施している保育園等で受入れが可能なこと。これも通勤が笠岡方面の人に限定されますけれども、町内では実施しているところはない。

それから2点目、休日保育の更なる充実と訪問型病児保育の実現についてというふうなことですが、まず、これは子どもの病氣中とか回復中において、集団保育が困難な時期に保育所や医療機関に敷設された専用スペースにおいて保育介護ケアを行うものということで、訪問型病児保育は看護師等が保育者・保護者の自宅を訪問し、一時的に保育する事業の実現要望であります。

現在の状況は、笠岡市の笠岡第一病院や倉敷市内の病院で病児保育をしているところが数か所あると聞いております。

不採択の理由としても、本町内では病院での訪問型病児保育などの対応を行っていないこと。2 点目として、町内の病院で保育をするために付設された専用スペースが確保できるかどうか不明なため、それとそういうふうな看護師・保育士等の余裕があるのか不明なためというふうなことです。

以上、休日保育の実現と訪問型病児保育の事業の実現要望は、保護者の選択肢を増やす目的との趣旨は理解できますが、現時点では実現可能性は低いと判断した委員会の結果を支持し、不採択の立場で討論とします。

○議長（浅野 毅君） それでは、ほかに議案第 77 号、請願第 6 号以外に討論…
(発言する者あり)

○議長（浅野 毅君） はい、失礼。1 番。

○1 番（土井俊彦君） 1 番。今回の請願の反対の立場から討論を行います。

今回の請願は、説明は広域での連携と言われましたが、明確な調査研究がされていないと私は判断しました。それと、要望として予算措置の要請もあり、これは請願とは認められないためこの請願には私は反対します。

以上です。

○議長（浅野 毅君） ほかに請願第 6 号について討論はありますか。花川君。

○9 番（花川大志君） 請願第 5 号、日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める件の審査結果に同意し、本請願の審査に参加されていない議員に対し、賛成趣旨の賛成討論を行いたいと思います。

核兵器を取り巻く現在の状況を世界的に見ると、核兵器不拡散条約 —— NPT 参加の保有国はアメリカ、フランス、イギリス、中国、ロシアの 5 か国。NPT 非批准の保有国は、インド、パキスタン、北朝鮮の 3 か国、その他の保有国はイスラエル。また、核兵器開発疑惑のある国は、イラン、シリア、ミャンマーなどがあり、自国で保有していないものの安全保障上の理由での核兵器共有国は数か国あり、昨今の世界情勢を見ますと、さまざまな懸念と不安が保有国の国民も含め共通の認識であろうと推察するわけであります。

今次請願では、核兵器禁止条約への参加を趣旨にしており、政府に意見書の採択を求めるものでありますから、日本は核兵器を保有、また開発を行っている、そういった国とは一線を画し兵器としての核は持つべきではない。この 1 点でのみ私は賛成すべきと判断をいたしました。

その証に、提出する意見書では、他国の状況や国外での紛争の実情、また、分断とナショナリズムをあおる文言の削除を求め、これには委員会としての同意もありました。

我が国の安全保障の観点からは、国としてあらゆる観点から、政府国会が必要不可欠ならざる判断を下すべきで、その権能を有しない矢掛町議会としては、核兵器禁止条約参加を求める意見書の提出は国体を危うくする趣旨は含まれず、願いとしての域を出るものではないと判じます。

折しも、日本原水爆被害者団体協議会に対するノーベル平和賞の授賞式が行われましたが、この表彰式には、核保有国であるアメリカ、イギリス、フランスは、在ノルウェー大使を参加させています。この事実は、それぞれの国の戦略、核保有の意思とは関係なく、活動そのものがノーベル平和賞に値すると判じているからであると私は想像いたします。本請願に賛意を示すのはこれと全く同じことであると

私は考えております。

よって私は、委員会裁定に賛意を示し、全会一致でこの本請願の採択をお願いする上で、採択を認める立場で討論を行います。

以上で終わります。

○議長（浅野 毅君） 請願第5号について、ほかに討論ございますか。田中君。

○5番（田中輝夫君） はい。私は請願に不採択の立場で討論します。

まず、日本の被団協——原水爆被害者団体協議会の核廃絶活動が認められノーベル平和賞を受賞されたことは大変喜ばしく、歴史的なことでもある意義あることだと思っております。昨日の授賞式で被団協の方が核兵器は廃絶、核兵器1個もない世界へというふうに話されていまして。

私もこれは当然ですし、日本人みんな同じ気持ちであると思います。

しかし、私は抑止力は存在するというふうな思いでありますので、請願には不採択の立場で討論します。理由として1点目、核兵器禁止条約を批准しているこの中に核保有国は一国もないこと。核抑止力はなくなっているとも言われていますが、まずなくならないと思います。核兵器禁止といっても、核保有国は決して核を離さないからです。正に絵に描いた餅ではないかというふうに思っております。最近でも、ロシアは核兵器をにおわせる言葉も出ていることはまことに残念であります。

核兵器禁止条約よりも核拡散防止条約に日本は批准しています。それには、核保有国による核軍縮、非保有国への核不拡散、原子力の平和利用のこの三原則です。

核拡散防止条約は、当時核保有国の5か国、アメリカ、ロシアやイギリス、フランス、中国の全てが核軍縮の促進を批准した唯一の条約であること。

2点目、アメリカと軍事条約を結び、日本周辺の核保有国の核の脅威から抑止力があるのに、禁止条約に賛成したら自己矛盾ををすると思います。アメリカと軍事同盟を弱めることにつながる条約には賛成できません。アメリカに核兵器を捨てろということです。そうすると、アメリカから軍事同盟を解消するというふうに言われた場合、日本は自国の防衛をどうするのか。アメリカがそんなことは言わないというふうなことが断言できるのでしょうか。

3点目、アメリカの核の傘下、脅威がなくなったとわかれれば、中国、北朝鮮などからの軍事攻撃が強くなる可能性が大いにあること。今でも北朝鮮は日本の上空にミサイルを飛ばしている現実があります。それを抑止するように、軍隊でない自衛隊だけで完全防衛できるのか。この条約に批准したら、日本は自国防衛のために新たな早期防御法を考えないといけなくなること。

4点目、日本と同じアメリカの核の傘にあるオーストラリア、ドイツ、どちらも核兵器禁止条約に加盟も批准もしていないこと。平和とは、不断の努力で保たれるものであり、核保有国も参加した形で核兵器禁止・廃止を目指すべきが日本の立場であり、現状、核不拡散条約を批准しているので、それを実行することだと思います。

以上、核兵器禁止条約に参加に反対する立場の理由で述べさせていただきました。

以上です。

○議長（浅野 毅君） はい。ほかに請願第5号について。石井君。

○8番（石井信行君） 請願第5号に賛成の立場から討論に参加します。

昨日のニュースでも皆さん見られたように、とにかく核兵器を無くしてほしい。その一点で世界中の人に呼び掛ける。それを無視して核兵器を脅しに使う、そういう国々がいくつも出てきている。それを

許さない。世界中の声が大きく沸き起こっているその中で平和賞の受賞が、昨日、授賞式が举行されたと思います。

総務文教常任委員会に見えられた被爆2世・3世の会代表の方の被爆の実相。一言で言いますと、顎の下に焼き付いた帽子のひもの影が今も、もう亡くなられたお母さんの顎の下に今も残っていた。いくら洗っても取れない、その時に着ていたちゃんちゃんこの血のりの跡が79年経ってもまだ消えてないんです。現物見ました。2人の兄がすぐ死産だったというふうなことなどを請願の審査の時に伺いました。

このようにあってはならない実状、これを何としても世界中の人が阻止したい、そういう思い。もう、それが一点です。後は何もありません。

核兵器のこの恐ろしさを無くする道は、この被爆の恐ろしさを無くする道は、核兵器を無くすしかありません。

それを実際に核の抑止、核を使わせない力として、この平和賞の受賞が決まったということを伺いました。このようなことを考えると、政治的な立場、いろんな思惑がありますが、もう地球そのものが滅びてしまうような核兵器、これを絶対に使わせても作ってもならないし、なくさなければいけないという条約に、ぜひこの矢掛町からも声を上げて、政府に迫っていかうではありませんか。

ぜひ、御賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（浅野 毅君） はい。ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） それでは、請願第5号について討論終結いたします。

ほかに、議案第77号、請願第5号、請願第6号以外に討論がございましたら、どうぞ。石井君。

○8番（石井信行君） 議案第80号、令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、反対討論を行います。

先日の予算決算常任委員会で、土木費の中のかわまちづくり事業費、上下水道事業負担金1,100万円の積算根拠をお尋ねしたところ、420万円と680万円が設計委託料ということでした。受益者の負担金と誤解しているのではないかという声もありましたので、その場では賛成しましたが、入札の結果を見付けてちょっと考えが変わりました。

2つの入札結果があります。1つ目は、上下水道第026号。発注部局は財政課ですが、電子入札で入札方式は指名競争入札。業務委託で下水となっています。開札日時が令和6年11月25日の10時16分となっています。この日にちも引っかけます。業務名は、下水道事業矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくりに伴う下水道施設新設詳細設計業務委託、480万円で落札しています。

2つ目は、同じようなことが、上水道が310万円で落札しています。この480万円と310万円を足すと790万円になります。消費税の1.1パーセントを掛けると869万円。1,100万円になりません。

おかしいぞと思ってもう一つの入札結果表を見ました。業務番号名称、建設第083号を見ると、委託業務名、デジタル田園都市国家構想交付金事業（地方創生推進タイプ）矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり艇庫——これはカヌーなんかそういうものを入れる倉庫でしょうか。艇庫・トイレ・炊事場、新築工事設計業務委託395万円を加えて、先ほどの790万円足すと1,185万円。これに消費税を掛けると1,303万5,000円になり、ここでも1,100万円にはなりません。

負担金1,100万円という補正予算の額と合わない。議案が提案される前に既に入札が行われている。

何かの間違いでないかと思いましたが、正式な入札結果表でした。あまりにも議会軽視ではないか。

それで提案された補正予算案に明らかな間違いがある以上、これは、負担金あるいは委託料ではないと思いますし、この案には、事業費 1,100 万円部分一点に絞って、反対討論といたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（浅野 毅君） 議案第 80 号について、ほかに討論は。原田君。

○6 番（原田秀史君） 議案第 80 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について、これにつきましても先ほどの議案第 79 号における討論と同様にこの案件を可と決した予算決算常任委員会委員長として、賛成の立場で討論を行います。

この案件につきましても、議員 12 名全員が委員として構成されました予算決算常任委員会において、反対討論は無く、全会一致で原案を可としたものであり、委員長の立場の私といたしましては、朝令暮改的な先ほどの反対討論は理解に苦しむところであります。

また、先ほど、委員会の後に気付いて討論されたようですが、先ほどの討論の内容につきましても、委員会の前に当然、調査をして委員会に臨むべきものではなかったかと私は思います。

その上でやはり委員会において全会一致で決したこの議案につきましても、当然その結果は大変重要なこととし、尊重しなければなりません。こうした観点から、私は議案第 80 号に賛成いたします。

以上です。

○議長（浅野 毅君） はい、ありがとうございます。ほかに、討論はございませんか。花川君。

○9 番（花川大志君） 議案第 80 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について、委員会の審査結果に同意し、本議案に賛成の立場から討論を行います。

まず、本案件を逆算的に財源の立場から討論を行います。補正予算額 2 億 600 万円の内訳ですが、外部からの調達財源である特定財源 7,549 万円のうち町債、いわゆる約束手形による借財が 3,300 万円あるものの、他は国庫支出金、県支出金、寄附金などが占めておりました。これらの特定財源 7,549 万円に対する割合は約 62 パーセントでありました。

一方、一般財源、これは使途が特定されておらず、まちにとっては汎用性の高い財源であり、言うなれば、我がまちの自前の資金のことですが、地方交付税 1 億 2,193 万円と、地方特例交付金 8,580 万円の合計 1 億 3,051 万円であります。

この特定財源と一般財源の合計が 2 億 600 万円です。つまり、充当すべき財源があるからこそ、現在進めている必要必須の事業施策あるいは確定した事業施策に対して、それぞれ増額・減額の仕訳・配分を行い、補正予算案として編成されたものであらうと私は判じます。

予算決算常任委員会は慎重審査の上、その 2 億 600 万円の計上概要について、執行部との質疑応答を経て可とする結果を導き出しました。

特に留意すべきは、今次補正額のうち約 6,000 万円は各事項別の給与等人件費への充当であり、必要べからざる支出への財源確保であります。つまり、これを通さねば適正な行政執行はままなくなります。

当該補正 4 号は、その他の事業施策への財源手当や債務負担行為等を含め、いちいち適正と認められ、町の財政運営上問題ないとの判断を議会に与えるものでしたから、なおさらであります。

よって、私は委員会裁定に賛意を示し、本議案の可決を認めるものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（浅野 毅君） はい、ありがとうございました。ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） それでは、討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。討論があった案件を除いて、議案第 72 号から議案第 76 号まで及び議案第 78 号の条例の一部改正・制定案件 6 件、議案第 81 号から議案第 86 号までの補正予算案件 6 件について、委員長報告はこれを可とするものであります。また、陳情第 7 号及び陳情第 8 号については、委員長報告はこれを採択とするものであり、陳情第 9 号については、委員長報告はこれを不採択とするものでありましたので、それぞれ委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 72 号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 73 号、矢掛町 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第 74 号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、議案第 75 号、矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、議案第 76 号、矢掛町心身障害者医療費給付条例及び矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 78 号、矢掛町保健センター条例制定について、議案第 81 号、令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 82 号、令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 83 号、令和 6 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 84 号、令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 85 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 86 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。さらに、陳情第 7 号、矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する陳情及び陳情第 8 号、難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する陳情は、それぞれ採択することに決し、陳情第 9 号、新型コロナウイルスワクチン定期接種の対象範囲拡充と貴町独自の費用負担軽減に関する陳情は、不採択することに決しました。

次に、討論のありました議案第 77 号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 77 号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてに対する委員長報告はこれを可とするものでありますが、先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第 77 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 77 号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（浅野 毅君） はい、ありがとうございます。起立多数と認めます。御着席されてますね。よって、議案第 77 号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

次に、討論のありました議案第 80 号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 80 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）についてに対する委員長報告は、これを可とするものでありますが、先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議

案第 80 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 80 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（浅野 毅君） 起立多数と認めます。よって、議案第 80 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、討論のありました請願第 5 号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。請願第 5 号、日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める請願に対する委員長報告は、これを採択とするものでありますが、本案件に対して先ほど、賛成反対それぞれ討論がありましたので、請願第 5 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

請願第 5 号、日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める請願について、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（浅野 毅君） ありがとうございます。起立多数と認めます。よって、請願第 5 号、日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める請願は、採択と決しました。

次に、討論のありました請願第 6 号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。請願第 6 号、子育て支援の充実に関する請願に対する委員長報告は、これを不採択とするものでありますが、本案件に対して先ほど、賛成反対それぞれ討論がありましたので、請願第 6 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

請願第 6 号、子育て支援の充実に関する請願について、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（浅野 毅君） ありがとうございます。起立少数と認めます。よって、請願第 6 号、子育て支援の充実に関する請願は、不採択と決しました。

お諮りいたします。ただいま、請願第 5 号については、石井信行君ほかの皆さんから意見書の提出についての発議案が提出されました。さらに、陳情第 7 号及び陳情第 8 号については、田中輝夫君ほかの皆さんから、それぞれの決議書についての発議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を行います。

~~~~~

日程第 3 発議第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める意見書の提出

について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第3、発議第4号、日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める意見書の提出についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、議会事務局長に発議案を朗読させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 失礼いたします。それでは、朗読させていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書。

世界の世論は国際紛争における武力行使・威嚇を禁じ、平和解決を義務付けた国連憲章のルール尊重と核兵器の廃絶へと大きく動いている。

2021年1月22日、国際法として発効した核兵器禁止条約は批准73か国、署名は94か国に達している。

ビキニ水爆被災から70年、来年8月には広島、長崎の被爆から80年の節目を迎えるいま、歴史の教訓に学び、もう一度日本から声を上げ、核兵器の使用や威嚇を許さず、核兵器廃絶の合意を履行することを求める。同時に、日本は唯一の被爆国として、堂々と核兵器の全面禁止・廃絶と平和を求めて外交をおこなうべきであり、そのためにも率先して核兵器禁止条約に署名、批准すべきである。平和と国民の安全は、核兵器の禁止、核兵器のない世界の実現によって守られるべきである。

今重要なことは、世界で唯一の核兵器被害国である日本政府が核兵器全面禁止・廃絶の国際的イニシアチブを発揮することである。

当町議会として、日本政府に対し核兵器禁止条約に参加を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年12月11日、岡山県矢掛町議会議長、浅野 毅。提出先といたしまして、内閣総理大臣、外務大臣。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** はい。朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第4号は原案のとおり措置することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、発議第4号、日本政府に核兵器禁止条約参加を求める意見書採択を求める意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

~~~~~

日程第4 発議第5号 矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する決議について

○議長（浅野 毅君） 日程第 4，発議第 5 号，矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する決議についてを議題といたします。なお，本案件に対する提出者からの提案理由の説明は，会議規則第 39 条第 2 項の規定により省略したいと思いますが，これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって，発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際，議会事務局長に発議案を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 失礼いたします。それでは，朗読させていただきます。

矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する決議。

透析患者は生命維持をしていくために，生涯透析治療を続けて行かなければならない。透析治療にかかる高額な医療費負担に対して，患者の生命と暮らしが，これからも安心して営むことができるよう，心身障害者医療費公費負担制度による助成の継続を求めるものである。

以上，決議する。令和 6 年 12 月 11 日。矢掛町議会。矢掛町長，山岡 敦殿。

以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第 5 号は原案のとおり措置することに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって，発議第 5 号，矢掛町心身障害者医療費助成制度に関する決議の提出については，原案のとおり決議することに決しました。

~~~~~

日程第 5 発議第 6 号 難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する決議について

○議長（浅野 毅君） 日程第 5，発議第 6 号，難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する決議についてを議題といたします。なお，本案件に対する提出者からの提案理由の説明は，会議規則第 39 条第 2 項の規定により省略したいと思いますが，これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって，発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際，議会事務局長に発議案を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 失礼いたします。それでは，朗読させていただきます。

難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する決議。

透析患者は週 3 回の通院治療が必要であり，何らかの交通手段を使って必ず通院しなければならない。矢掛町では町内に 1 年以上住所を有する者で，特定疾患等に該当し治療を受けている者に対して，1 か

月当たり 4,000 円の助成をしている。また身体障害者手帳 1・2 級所持者に対して、600 円の利用券 4 枚を支給しており、自立通院が困難な患者には経済的支援となっている。

今後も引き続き制度の継続を求めるものである。

以上、決議する。令和 6 年 12 月 11 日。矢掛町議会。矢掛町長、山岡 敦殿。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第 6 号は原案のとおり措置することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、発議第 6 号、難病者等給付金及び福祉タクシー料金に関する決議については、原案のとおり決議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） お諮りします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって第 7 回矢掛町議会第 4 回定例会を閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、第 7 回矢掛町議会第 4 回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡 敦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和 6 年第 7 回矢掛町議会第 4 回定例会につきましては、9 日間の会期でありましたが、上程いたしました条例案件や補正予算など 16 議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定いただき、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

これから、本格的に新年度の予算編成に取り組んでまいります。町民の皆様が安心して暮らせる環境を整えるため、そして、町全体の発展と活性化に向けて、さまざまな施策を推進していきたいと考えております。

議員の皆様と連携しながら誠実な運営を心掛け、令和 7 年もよき一年となりますよう全力で町政に当たってまいりますので、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、これから、ますます寒さも厳しくなってまいります。どうか、お体には十分留意されまして、輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅野 毅君） 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、この後、11 時 10 分から、議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様及び関係職員につきましては、全員協議会室へ御参集ください。

それでは、皆さん、お疲れでございました。閉会。

午前10時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員